

平成27年第4回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年5月21日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	5月21日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	5月21日 10時40分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
			8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員	2	島 袋 勉 議 員		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 知 念 一 史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教育行政課長	大 城 強 君
	農林水産課長	知 念 吉 久 君	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君
	農林水産課参事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	総務課長補佐	山 城 直 也 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成27年第4回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年5月21日（木）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（9番 知念一邦・10番 名嘉 實）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	承認第1号	専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第6	承認第2号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第7	議案第49号	平成27年度伊江村一般会計補正予算（第1号）
第8	議案第50号	平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）

○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成27年第4回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって9番 知念一邦議員、10番 名嘉 實議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されています。

次に、私の主な出張について、報告をします。

4月4日、平成27年度名桜大学入学式が北部生涯学習センター実習・演習ホールで開催され、出席いたしました。

4月22日、イージマ郷友会主催による2015年度高校新入学生激励会が名護市出雲殿で開催され、出席いたしました。

4月28日、「4月23日のパラシュート事故」に対する抗議及び再発防止要請のため沖縄防衛局へ村長・政策調整室長とともに行ってまいりました。

4月30日、平成27年度沖縄振興拡大会議が沖縄県市町村自治会館ホールで開催され局長とともに出席いたしました。

5月16日、北部市町村議長会総会が金武町立中央公民館で開催され、局長とともに出席いたしました。

これで私の諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

おはようございます。平成27年第4回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、9名の議員に出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは行政報告を行います。

まず1点目、伊江島一周マラソン大会の開催について、御報告を申し上げます。4月11日に開催をいたしました第23回伊江島一周マラソン大会は、2,221人が競技に参加をしており、2,060人が完走し、92.8%の完走率でございました。小雨の中での大会となりましたが、会場内並びに沿道での多くの村民の応援で大会を盛り上げていただきました。開催に御協力いただきました大会役員、ボランティアの皆さん、並びに御支援いただきました協賛企業の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げます。

2点目、在沖米軍によるパラシュート降下訓練落下事故に関する抗議要請について、報告を申し上げます。平成27年4月23日、午前10時55分ごろ、伊江島補助飛行場において、パラシュート降下訓練で隊員2人中1人が演習場フェンスから南に約45メートルの提供地内の農道に落下した事故について、4月28日島袋村議会議長とともに沖縄防衛局に出向き、これまでも再三再四に渡り再発防止を強く要請したにもかかわらず、事故が繰り返されており、まことに遺憾であるとの意を表明し、再発防止と訓練の安全管理の徹底について、

米軍に対し強く申し入れるよう井上局長に抗議要請をいたしております。

3点目、北部地区高校新入生激励会について、今年4月に北部地区の高校に進学した新入生や大学生を激励する会が4月22日にイーゾマ郷友会、山城利正会長の主催で行われております。今年の新入生12名と7名の在校生が出席をいたしております、山城会長初め多くの郷友会員や村から出席をしております議長、教育長、各区長から激励を受けております。本激励会は今回で30回目であり、郷友会の毎年の開催にお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

4点目、村子牛共進会について、平成27年度の村子牛共進会を5月の8日、村家畜市場で開催をいたしております。各区代表、畜産農家から子牛去勢の部と雌の部に30頭が合わせて出品され、去勢の部で西江前区の小波津一平さん所有のヒナノ号、雌の部では東江前区の内田徹さん所有のそうた号が見事優勝に輝いております。開催に御協力いただきました畜産農家をはじめ、関係者の皆さまに感謝を申し上げます。

5点目、第20回伊江島ゆり祭りの開催についてでございます。4月18日から5月6日まで開催をいたしました第20回伊江島ゆり祭りは連日、多くの観光客や家族連れでにぎわい、まつり期間中3万1,000人が来場をいたしております。今年は大規模バスでの観光が減少したため、来場者数が減少するのではないかと心配をしておりましたが、前年度並みの来場者となっております。お手元に配付してあります祭り期間中のフェリーの輸送実績から見ますと、昨年より旅客数で約250人の減となっておりますが、フェリーの車両航送台数は昨年を上回っております。まつり期間中に御協力、御支援をいただきました関係機関をはじめ、各団体、村民の皆様に感謝を申し上げます。

6点目、第34回日本現代美術展での大賞受賞について、御報告を申し上げます。日本現代美術協会主催の第34回日本現代美術展において、本村の西江前区出身の玉城照政氏が総理大臣賞を上回る、最高位の日本現代美術大賞に輝き、5月19日に受賞報告のため、来村をされ、私はその報告を受けました。今回の受賞は伊江村の誇りでもあり、作品を村内において多くの皆さんに披露できる機会を今後、計画をしていきたいというふうに考えております。また、玉城氏から今回の受賞に対し、村社協と村人材育成会に御寄附がありましたので、御報告とお礼を申し上げ、今回の受賞に対し、心からお喜びを申し上げますとともに、今後のますますの御活躍を祈念申し上げます。

7点目、台風6号による農作物の被害状況について、5月11日未明から襲来した台風6号の影響による農作物の被害状況は、沖縄県たばこ耕作組合の調査によりますと、葉たばこの被害状況資料により、被害金額は2億2,853万円との報告を受けている次第であります。その他の作物については、現時点では被害がなかったというふうに判断をしているところであります。

次に8点目、米軍関係の事故について、報告を申し上げます。平成27年5月20日の午前7時20分ごろ、伊江港内駐車場で米空軍エアースホースの訓練車両、フォークリフトからオイル漏れが発生をしているとの住民より現地通信隊渉外官へ連絡があり、駐車場に流出したオイルをマットなどで除去した後、砂をかぶせ処理をしております。オイル漏れをした訓練車両については、メンテナンス終了後に村外へ輸送するとのことを報告を受けている次第であります。

9点目、児童生徒の活躍状況についてでございます。学習、スポーツ、文化の各方面における児童生徒の活躍状況は、資料としてお手元に配付をしておりますので、後ほどごらんをいただきまして、子どもたちを激励していただければと思います。

最後に10点目、建設事業執行状況の報告については、これもお手元に配付した資料のとおり、工事1件、委託業務2件の計3件の執行をしております。

以上で、行政報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 島 袋 義 範 君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由につきましては、ここに表記のとおり、地方税法の一部を改正する法律、並びに地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村の税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定に基づき、議会の報告し承認をを求める提案となっております。なお今回の伊江村税条例等の一部を改正する条例の概要、概要等については副村長、担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは承認第1号の伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての、概要の説明をさせていただきますと思います。

今回の専決処分した内容で、6点大まかにございます。資料をめくりながら説明をしますと、わかりにくいところがありますので、口頭で説明をさせていただきますが、まず1点目には、所得税率10%へ引き上げ時期の変更によりまして、今回の個人住民税による住宅ローンの減税措置の対象期間を1年6カ月延長するという内容でございます。

それから2点目には、ふるさと納税において、特例控除額の上限を個人住民税所得額の所得割額の1割から、今回2割に拡充するという内容であります。つまり申告手続のふるさと納税でいう、申告手続の簡素化を図るということで、ふるさと納税ワンストップ特例を創設するという内容であります。

次に3点目が、軽自動車税の見直しということで、平成27年度新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃料性能に応じたグリーン化特例を導入することと、二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から、平成28年4月1日に1年延期をしていくという内容が3点目であります。

次4点目には、平成24年度から平成26年度までの固定資産税等土地等の負担調整措置を、平成27年から平成29年度減額制度の延長を行う内容であります。2カ年の延長を行うということです。

それから5点目が、3級品のたばこに関することですが、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止をしていくということでございます。激変緩和等で平成28年4月1日から、平成31年4月1日までに4段階での旧3級品の4段階での税率引き上げを行うという内容であります。

6点目には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴う所要の措置ということで、様式等の変更が今回行われております。

非常に、内容が多岐にわたりますので、何かございましたら、休憩でもしていただきまして、また質疑の中で担当課長からも答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

先ほど、概要説明で私、「所得税率の10%引き上げ」と言ってしまったそうですが、「消費税率の10%引き上げ時期の変更により」に、訂正をお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。

これにつきましても、ここに表記のとおり国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成27年3月4日に公布され、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例の一部を改正するものでありますが、同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認を求めるとの提案となっております。

承認第2号につきましても、改正の内容等について、副村長並びに担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは御説明をいたします。

新旧対照表をまず開けていただきまして、その前に今回の国民健康保険税の課税限度額と保険税の減額についての内容になっております。今回の国民健康保険税は、税率の改正ではございません。課税限度額の改正でございますので、そういった内容での説明をさせていただきます。

まず、被保険者間の保険税の負担の公平の確保及び中低所得層の保険税の負担の軽減を図るために、平成27年度から国民健康保険税条例の一部を改正するという内容でございます。今回の課税限度額の改正

の内容ですが、まず新旧対照表にあります第2条のところのアンダーラインを引いておりますところの、基礎課税額というのが「51万円」が、左側の改正後が「52万円」に変更になっております。その額は、国民健康保険税の医療給付費課税額に係る課税限度額を現行の「51万円」を「52万円」にするということでございます。

開けて次のページは、これは後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行の「16万円」から「17万円」に、そしてその下のほうに行きますと、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の「14万円」から「16万円」に引き上げますということの内容であります。

つまり、医療給付費分をもう一度申し上げますと、現行の「51万円」を、改正後「52万円」に。後期高齢者支援金分を「16万円」から「17万円」に。介護納付金分を「14万円」から「16万円」に。ということで、これまで改正前が合計の「81万円」だったものを、平成27年度の課税限度額を「85万円」にトータルで引き上げますという内容でございます。

開けて3ページを開けていただきたいと思います。ここの3ページの内容は、保険税の減額についての改正になっておりまして、低所得者の国民保険税の軽減措置の対象を拡大するために、国民保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うということであります。つまり5割軽減は、これまで基準額33万円プラス24万5,000円であったところ。つまりこれで言いますと3ページのアンダーラインで「24万5,000円」のラインがあると思いますが、これらを「26万円」に引き上げますということの内容であります。

それから2割軽減につきましては、現時点での判定所得は、基準額33万円に45万円を足して、掛けるの被保険者の数ということでございましたが、これらを平成27年度の軽減判定所得の改正後は、2割軽減で、基準額33万円足すの、45万円、47万円に引き上げるという内容が、次のページの4ページになっていると思います。

2割軽減は、基準額のこれまで33万円足す45万円だったものを、33万円足す47万円にして、被保険者数を掛けていくということでの軽減の判定所得の額をこのように引き上げていくという内容での、今回の改正であります。軽減の判定所得には被保険者全員の所得に加えまして、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれているという内容になっております。

今、大まかに申し上げましたが、そういった内容での今回は国民健康保険税の課税の限度額の改正、そして保険税の減額、5割軽減と2割軽減の判定所得の引き上げを行うという内容での改正でございます。大まかに説明しましたが、以上で説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

最高限度額の人数について、お伺いします。

最高限度額を支払っている人数ですね。それとそれから7割、5割、2割、現在何名か。それから改正されて以後、何名になる予想か。お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

名嘉議員の質疑にお答えいたします。

改正前と改正後でどう変わるかということだと思っておりますが、大変申しわけございません平成27年度の申告

に基づきまして、所得を確定するのが、平成27年6月1日を基準に所得が確定しますので、今回の平成27年度改正に基づいた数値等がまだ所得が確定していないため、具体的な数字は出ておりませんが、昨年度平成26年度の所得を基準に算定をしてみますと、2割軽減世帯が162世帯、5割軽減世帯が227世帯、7割軽減が496世帯、7割については変更はございませんが、そういう値が数値が出ております。

また、先ほどありました限度額を超過している部分でございますが、世帯数で申し上げますと7世帯が限度額を超過しております。平成27年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、6月1日の基準日、所得等に関する基準日がありますので、それを持ちまして再度、算定をしたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第49号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第49号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,722万3,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと考えます。

なお、詳細に渡りましては、事項別明細書をもって、各担当課長から御説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入1ページをお開きください。19款2項1目財政調整基金繰入金、細節1の財政調整基金繰入金につきましては、歳出の部4款の衛生費、9款の消防費、10款教育費の歳出予算増に伴う一般財源補完するための122万3,000円の増額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

歳出の1ページをお願いいたします。2款1項9目特別事業対策費でございます。補正額の増減はありま

せんが、細節1260. 西江上地区排水施設整備事業の13節委託料及び15節工事請負費から細節1307. 多目的屋内運動場整備事業の13節委託料へ、事業費の組み替えを行い、不発弾の磁気探査業務を実施するものでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕治 君

歳出2ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費、14節の細節7. 住宅賃借料95万9,000円の計上は、保健師住宅として東江上17番地、伊江改善センターの西側の徳永勝治宅を4月より拝借しております。その借上料の補正計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

歳出3ページでございます。9款消防費1項1目非常備消防費におきましては、13節備品購入費11万4,000円の増額補正でございます。既に運用開始いたしました緊急患者搬送船の保守管理のために装備する工具箱を購入する費用として計上するものでございます。緊急性に配慮いたしまして、既に手配をしております。御了承ください。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

歳出4ページ、10款6項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助金及び交付金、細節310. チャレンジデー補助金15万円の計上でございます。まずチャレンジデーとは、公益法人笹川スポーツ財団主催で、毎年5月の最終水曜日に参加する自治体の住民が、全国一斉に運動する健康増進スポーツイベントであります。チャレンジデーの実施にあたっては、村長を実行委員とした組織を設立し、笹川スポーツ財団から20万円の助成金と、村の15万円の助成金、あわせて35万円の事業であります。事業内訳でございますが、ピーアールを行うための横断幕、のぼり、スタッフのTシャツの制作費で15万円、ラジオ体操のCD、飲み物等の商品費で10万円、笹川スポーツ財団へ認定授与式出席の旅費で8万円等でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して質疑を許します。

歳入1ページから歳出4ページまで。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第49号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案の

とおりの可決されました。

日程第8 議案第50号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第50号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと考えております。

補正増減ゼロの補正内容となっております。

補正予算の内容等については、医療保健課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

歳出1ページをお願いします。1款1項1目2節給料96万円の減額補正ですが、4月より諸見先生が月曜日と金曜日の週2日制の非常勤勤務となりましたことに伴う減額計上で、次の14節使用料及び賃借料へ組み替える予算措置でございます。借上料の96万円につきましては、4月より医師住宅として西江前82番地、榎本恵宅を拝借しております。その借上料の補正計上でございます。以上であります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第50号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第4回伊江村議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

（閉会時刻10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（9番） 知 念 一 邦

署名議員（10番） 名 嘉 實